

▽発信元・お問い合わせ先はこちら  
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を迫る」  
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング  
E mail:info@hb-consulting.jp

## 派遣見直し案を正式決定 労政審専門部会、受け入れ期限撤廃

労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）の専門部会は 29 日、議論を続けてきた労働者派遣制度の見直し案を正式にとりまとめた。企業が派遣社員を受け入れる期間の上限（原則 3 年）を事実上撤廃する。企業の人材活用に比重を置く規制緩和で、企業は 3 年ごとに人を代えながら、同じ業務をずっと派遣に任せられるようになる。2015 年 4 月から適用する。

同日午前の部会で、厚生労働省の案に、労使がともに合意する考えを示した。厚労省は今国会に関連法案を提出し、成立を目指す。

見直しの柱は、派遣期間の長さを決める基準だ。いまの制度では、通訳や秘書など専門 26 業務には期間の定めがなく、それ以外は最長 3 年になっている。派遣に任せる仕事の内容によって期間が変わる仕組みだった。

今回の見直しで、期間を決める基準を「派遣元との契約内容」に変更する。派遣元の人材派遣会社と無期の雇用を結んだ派遣社員は、期限なく働ける。有期の雇用の場合は、最長 3 年になる。専門 26 業務という区分けは廃止。業務内容によらず、どんな仕事でも、個人ごとに最長 3 年働ける環境を整える。

派遣元の人材派遣会社の在り方では、許可制と届け出制の 2 種類が併存している現状を改め、15 年春からは参入基準が厳しい許可制に一本化する。派遣制度見直しは昨年末に結論を出す予定だったが、労使で意見が対立していたため、最終的なとりまとめが 1 カ月ほどずれ込んだ。

2014 年 1 月 29 日 日本経済新聞